㈡　第20号様式別表１の３の「差引個別帰属法人税額（(①＋②）と（①の括弧書）のうちいずれか多い額）又は差引法人税額（①＋②）③」の欄の金額から「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄の括弧内の金額を控除した金額

３　令和２年改正法附則第13条第５項において準用する法第321条の８第５項又は令和２年旧法第321条の８第10項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等（これらの規定に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内連結事業年度（これらの規定に規定する前10年内連結事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属税額（これらの規定に規定する控除未済個別帰属税額をいう。）とこれらの規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属税額とに区分して、それぞれ各連結事業年度又は各事業年度ごとに記載すること。

第二十号の二様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・紫色）（第十条関係）

［様式　別紙六十九　挿入］

第二十号の二様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・紫色）（第十条関係）

［様式　略］

第20号の２様式記載要領

［１～５　略］

６　「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第１項第４号の２イ若しくはハ（政令第45条の４において準用する政令第６条の24第１号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第292条第１項第４号の５イ、ニ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第45条の５において準用する令和２年旧政令第６条の25第１号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

第二十号の三様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第十条関係）

［様式　別紙九十一　挿入］

第二十号の三様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第十条関係）

［様式　別紙九十二　挿入］

第20号の３様式記載要領

１　この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。）の法人税割額を基礎にして中間申告をする場合に使用すること。

［２～６　略］

７　「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第１項第４号の２ロ若しくはハ（政令第45条の４において準用する政令第６条の24第２号又は第３号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第292条第１項第４号の５ロ、ハ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第45条の５において準用する令和２年旧政令第６条の25第２号又は第３号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

２　法第321条の８第10項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内連結事業年度（同項に規定する前10年内連結事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属税額（同項に規定する控除未済個別帰属税額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属税額とに区分して、それぞれ各連結事業年度又は各事業年度ごとに記載すること。

第二十号の二様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・紫色）（第十条関係）

［様式　別紙六十八　挿入］

第二十号の二様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・紫色）（第十条関係）

［様式　同上］

第20号の２様式記載要領

［１～５　同左］

６　「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第１項第４号の５イ、ニ又はホ（政令第45条の５において準用する政令第６条の25第１号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

第二十号の三様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第十条関係）

［様式　別紙九十　挿入］

第二十号の三様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第十条関係）

［様式　別紙九十一　挿入］

第20号の３様式記載要領

１　この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額を基礎にして中間申告をする場合に使用すること。

［２～６　同左］

７　「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第１項第４号の５ロ、ハ又はホ（政令第45条の５において準用する政令第６条の25第２号又は第３号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。